

伊那市の補助金を ご案内します



令和7年7月
商工振興課

目次

(1) 創業・開業されるみなさま	2
創業支援事業補助金	
(2) 商店街のみなさま	5
共同施設設置事業	
空き店舗バンク登録促進補助金・空き店舗バンク成約報奨金	
商店街活性化事業	
(3) 雇用・人材育成	9
奨学金返還支援事業	
中小企業人材育成事業	
雇用促進事業	
中小企業退職金共済掛金補助金	
(4) 設備投資	15
工場等設置事業	
商工業振興下水道等施設整備事業	
産業用地取得事業	
AI・IoT等利活用促進事業	
環境調和事業	
省エネルギー施設導入支援事業	
(5) 販路拡大	22
販路拡大事業	
(6) 新技術・新製品	24
新技術新製品開発研究事業	
産学官共同技術開発事業	
新産業創出グループ支援事業	
(7) その他	28
元気ビジネス応援隊アドバイザー利用事業	
産業団地分譲成約報酬制度	

※同一事業・同一計画に対して、複数の伊那市商工業振興補助金を重複適用することはできませんので、予めご了承ください。

■問い合わせ先■

伊那市商工振興課 電話：78-4111 E-mail：skk@inacity.jp

(1) 創業・開業されるみなさま

創業支援事業補助金

市内に新たに開設する施設や店舗を応援します。

■対象は？

優れた事業計画を有し、事業所を市内で新たに開設し、事業を3年以上継続する意思のあるものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 特定創業者
- (2) 直近3年間、継続して優れた事業実績を有する者
- (3) 商店街振興組合法に基づく商店街振興組合

■支援内容は？

市内に新たに事業所を開設するために係る以下の経費。

- (1) 事業所の新築又は購入費（土地購入費用を含む。）
- (2) 事業所の内装又は設備工事費（備品購入費を除く。）
- (3) 空き店舗を活用して設置開設する事業所及び敷地の用に供する土地の賃借料6月分。

■補助額は？

対象経費の**3分の2以内（上限30万円）**

次の要件に該当する場合は上限額に加算されます。

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 特定創業者 | 20万円 |
| (2) 45歳未満の若者特定創業者 | 10万円 |
| (3) 中心市街地で開設する者 | 30万円 |
| (4) 小売業・飲食業・IT事業を行う者 | 10万円 |

(2) 商店街のみなさま

共同施設設置事業

商店街の環境整備を目的としています。

■対象は？

10以上の中小企業者で構成される団体が対象者です。

対象施設は工事費が20万円を超えるもので、次の(1)～(3)が対象です。

- (1) アーケード施設
- (2) 街灯施設
- (3) 上記のほか、これらに類するもので市長が適当と認める施設

■支援内容は？

新設、増設及び改修に係る工事費について補助します。

補助額は、**20%以内（上限20万円）**です。

■ポイント！

「街灯をLED照明に替えたい」等にもご利用いただけます。

空き店舗バンク登録促進補助金

空き店舗バンク成約報奨金

中心商店街の空き店舗を再度活用できるようにするため空き店舗バンクの活用を促進します。

■対象は？

空き店舗バンクに登録された物件の所有者の方。

■支援内容は？

【登録促進補助金】

空き店舗バンク登録物件の所有者が店舗再利用のための片付け、清掃等の業務委託費を補助します。

補助額

対象経費（清掃業務委託費等）の100%（上限15万円）

対象経費の例：

- (1) 清掃業者への清掃業務委託費
 - (2) 店舗内の不用品の処分費（生活用家電等を除く。）
- ただし、清掃目的であっても清掃用具（掃除機等）の備品や消耗品の購入費は対象外とします。

【成約報奨金】

空き店舗バンク登録物件の所有者に対し、売買又は賃貸の契約成立に対し1件につき10万円を支給する。
ただし、賃貸契約の場合は同一物件に対して1回限りの至急となります。

商店街活性化事業

商店街活性化のための取り組みを応援します。

■対象は？

伊那市内に住所を有する団体が対象です。

対象事業は、次の(1)～(3)の事業です。

- (1) 集客又は商店街活性化のためのイベント開催
- (2) 商店街の活性化について検討するための調査研修事業
- (3) 上記のほか、これらに類するもので市長が適当と認める事業

■支援内容は？

事業実施に係る費用（飲食費及び備品購入費を除く）について補助します。

補助額は、

- ・ **1団体が行う事業：50%以内（上限10万円）**
- ・ **2以上の団体が
共同して行う事業：50%以内（上限20万円）**

※ 同一内容の事業を継続して実施する場合は、
3年間を限度とします。

■これまでに…

盆踊り等のイベントや町名看板、商店の統一屋号看板
作成等にも活用されています。

(3) 雇用・人材育成

奨学金返還支援事業

奨学金を受けて大学などを卒業後、伊那市に定住し、事業所に就職する方を対象に、奨学金の返還を支援します。

■対象は？

(1)以下の全てに該当する方が対象です。

- ①大学、大学院、短期大学、専修学校（専門課程）、
大学校（南信工科短期大学校など）を卒業した30歳
未満の方で、奨学金の貸与を受け返還する方、または
返還している方。
- ②市内に住所を有し、事業所※に雇用期間に定めのない
就職をする方。

(2)事前登録要件

- ①事前に補助金対象者としての認定を受ける必要があり
ます。認定から1年以内に就職が決まらなかった場合
には、認定を取り消します。

(3)対象となる奨学金

- ①独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び
第二種奨学金
- ②厚生労働省の技能者育成資金融資制度 など

■支援内容は？

奨学金返還に係る経費の一部について補助します。

補助率：**2/3 または 3/3、年額24万円**を上限

補助期間：一人につき最大5年間（60か月）

※公務等を除きます。詳しくは、市公式ホームページ、または
市役所商工振興課へご確認ください。

中小企業人材育成事業

人材育成を図るための研修を支援します。

■対象は？

市内に事業所を有する中小企業者が対象者です。

職務上必要な技術、技能等を習得する研修及びこれらに準じるセミナーや講習会の費用が対象です。

■支援内容は？

対象事業所の従業員が受講した
研修会・講習会・セミナー・特別教育等に係る受講料
(交通費、宿泊料及び食事料、受験料は除く)

対象事業所が負担したものについて補助します。

■補助額は？

対象となる**受講料の50%以内**です。

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※当該年度内に1対象事業者当たり5万円を限度とします。

雇用促進事業

工場の新設・移設・増設の際にご活用ください。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内への工場等の新設、移設または増設に際し市内から従業員を採用する事業で、

次のいずれにも該当するものが対象です。

(1) 投下固定資産総額が5,000万円以上のもの。

(2) 新規に、常時使用する従業員を

10人以上採用し、1年以上雇用するもの。

■支援内容は？

補助額は、

市内在住新規従業員数×10万円（上限500万円）です。

📌申請は、雇用開始から1年経過後までに、速やかにお願ひします。

※詳しくはご相談ください。

中小企業退職金共済掛金補助金

従業員の福祉の増進と中小企業の振興を図ります。

■対象は？

中小企業者が対象者です。

新たに中小企業退職金共済契約（中小企業者が共済機構、商工会議所及び商工会に掛金を納付することを約し、その事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいいます）を締結し、申請時に契約を持続している場合が対象です。

■支援内容は？

補助額は、**当該退職金共済契約の対象となる従業員1人につき7,200円**です。

(4) 設備投資

工場等設置事業

2025年
4月～5月
募集

工場等の設備投資を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内へ工場等を新設・移設または増設する事業で、生産に直結する次のいずれにも該当するものが対象です。

(1) 固定資産(土地・家屋・償却資産)の投下額が
1,000万円以上。

※ 小規模事業者および建設業は500万円以上。

(2) 操業を開始しているもの。

(3) 工場等の施設または製造等に使用する機械器具、
従業員の福利厚生に資する機械器具であること。

(4) 敷地の外構又は事務所のみの建築物でないこと。

※ 土地については、取得後3年以内に工場等の建設に
着手したものに限ります。

■用語説明

・工場等とは…

建設業、製造業、ソフトウェア業、道路貨物運送業、
倉庫業、機械修理業、電気機械器具修理業、梱包業、
卸売業*、コールセンター業*、データセンター業*、
新技術新製品の研究開発を行うもの、その他市長が必要
と認めた業種で 生産・作業のための施設等

*市の産業用地を購入、市の斡旋により立地した場合に限る

・固定資産の投下額とは…

固定資産税の対象となる土地・家屋または償却資産の取得額

■支援内容は？

補助率は**当該固定資産税額の100%～25%**です。
最長4年間助成します。
(固定資産投下額等により補助率及び補助期間等が異なります)

投下固定資産総額	対象企業	区分	従業員数※1	補助率				上限額
				初年度	2年目	3年目	4年目	
500万円以上～	小規模企業者 建設業者	新設 移設 増設	—	100%以内	—	—	—	
1,000万円以上～ 5,000万円未満	新規企業	新設	5人以上	100%以内	—	—	—	
	既存企業	移設 増設	—	100%以内	—	—	—	
5,000万円以上～ 1億円未満	新規企業	新設	5人以上	100%以内	100%以内	—	—	
		償却資産のみ	5人以上	100%以内	75%以内	—	—	
	既存企業	移設 増設	—	100%以内	100%以内	—	—	
		償却資産のみ	—	100%以内	75%以内	—	—	
1億円以上～ 10億円未満	新規企業	新設	5人以上	100%以内	100%以内	100%以内	—	
		償却資産のみ	5人以上	100%以内	75%以内	50%以内	—	300万円
	既存企業	移設 増設	—	100%以内	100%以内	100%以内	—	
		償却資産のみ	—	100%以内	75%以内	50%以内	—	300万円
10億円以上	新規企業	新設	5人以上	100%以内	100%以内	100%以内	50%以内	
		償却資産のみ	5人以上	100%以内	75%以内	50%以内	25%以内	300万円
	既存企業	移設 増設	—	100%以内	100%以内	100%以内	50%以内	
		償却資産のみ	—	100%以内	75%以内	50%以内	25%以内	300万円

※1 常時使用する従業員。ただし、ソフトウェア業および新技術新製品の研究開発を除く。

■ポイント！

工場内に設置する食堂やトイレ、休養施設等も必要最低限の部分に限り対象となります。

商工業振興下水道等施設整備事業

商工業の振興を目的として、企業の下水道等整備を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

下水道等整備計画の区域外において、企業が自ら行う下水道等の整備事業が対象です。

■支援内容は？

下水道等施設の整備に要した工事費用を補助します。

補助額は、**50%以内（上限1,000万円）**です。

■ご注意ください

- (1) 下水道等整備計画区域への流入に係る整備工事については、市の許可を受けた後に行うこと。
- (2) 下水道等施設は、市が指示する本管、路線の構造および施工方法等により整備されたもので、検査に合格したものであること。
- (3) 下水道等施設について、下水道等整備計画区域の変更や他者が排水する施設になり、市が維持管理することが妥当となった場合は無償譲渡するものとする。
- (4) 下水道等の処理区又は排水施設整備区域へ排水し、施設を利用する場合は、負担金等を納付すること。

産業用地取得事業

伊那市の工場用地取得を応援します。ご利用ください。

■対象は？

伊那市内で事業を営むまたは営もうとする方が対象者です。

工場等を設置するため、市が所有する産業用地を購入し、工場等を新設、移設または増設する事業で、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 用地取得面積が3,000㎡以上
- (2) 操業開始時期が用地取得から3年以内

■支援内容は？

用地取得費について補助します。

補助額は、

- ・ **新規企業は取得費の1/3以内（上限1.5億円）**
- ・ **既存企業は取得費の3/10以内（上限1.5億円）**
（既存企業でも新規雇用が10名以上の場合1/3以内）

※ 操業を確認後、3年間の分割払い。

■工場用地状況

現在、1団地1区画をご案内しています。

- ・ 東原工業団地 面積：13,827㎡

AI・IoT等利活用促進事業

例年
12月～1月
募集

伊那市でAIやIoTを活用される予定の方を支援します。

■対象は？

自社が抱える事業上・業務上の課題を今後、AIやIoT等の導入及び利活用によって解決しようと計画している方が対象者です。

対象事業は、建設業、製造業または情報通信業を主たる事業として営み、伊那市内に立地する本社、主たる工場又は研究所等の施設への設備導入等を行う場合です。

■支援内容は？

AIやIoT等の利活用のために必要となる

- (1) 設備導入費
- (2) システム開発費
- (3) アドバイザー等によるコンサルティング費用
- (4) クラウド・コンピューティング・サービスの利用料
などが対象経費となります。

※ リースやサービス利用にかかる経費は当該年度分に限り補助対象とします。

※ 実施に要する社内人件費は対象外です。

補助額は、**50%以内（上限50万円）**です。

■補助事業者の選定方法は？

選考会（通常前年度の3月に実施）において、事業背景や自社の抱える課題、その改善方法等を記載した改善計画を基にヒアリングを実施し、支援対象とすべき優れた事業者及び計画を予算の範囲内で選定します。

環境調和事業

工場等への省エネ設備の導入を支援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

市内の工場等に設備を設置する事業で、
次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 設備にかかる経費が100万円以上のもの。
- (2) 木質バイオマス設備。

■支援内容は？

土地の取得費を除く、設置に直接要する経費について
補助します。

補助額は、**25%以内（上限30万円）**です。

省エネルギー施設導入支援事業

中小企業者の持続的な生産性の向上及び脱炭素化の推進のために、省エネルギー施設の導入を支援します。

■対象は？

伊那市内の事業所に新たな省エネルギー施設等を設置し、所有し、使用する中小企業者が対象です。

制度の対象となる省エネルギー施設等とは次に掲げる要件すべてに該当する施設となります。

- (1) 経済産業省資源エネルギー庁による中小企業等エネルギー利用最適化推進事業において実施するエネルギー利用最適化に向けた診断（省エネ診断）により、省エネルギー効果が認められるもの
 - (2) トップランナー基準を満たす最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上の施設又は省エネ診断結果に即して導入するもの
 - (3) 中古品でないもの
 - (4) 事務所（店舗等）が自宅を兼ねている場合、自宅用と事業用で明確に区別できるもの
- ※詳しくは、ご相談ください。

■支援内容は？

補助額

対象経費の2分の1以内（上限100万円）

対象経費

要件を満たす省エネルギー施設等の導入に係る購入費及び設置工事費等

(5) 販路拡大

販路拡大事業

販路拡大のために展示会やマッチングサイトへ出展する企業を応援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。
市内の中小企業者が販路拡大のために行う事業で、
次の(1)、(2)が対象です。

- (1) 販路拡大のための展示会・商談会への出展
(即売会を除く。)
- (2) 受発注のためのマッチングサイトを利用する取組

■支援内容は？

出展やサイト利用のために要する、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 展示品の製作に要する経費
- (2) 展示会出展小間料
- (3) 展示会出品物搬出入経費
- (4) 展示会説明員に要する人件費
- (5) 展示会小間内装飾経費
- (6) パンフレット及びPR動画等作成費 等

補助額は、**50%以内 (R7のみ上限50万円)** です。

※ 1企業あたり50万円までご利用いただけます。

■ポイント！

民間の工業等見本市開催会社が開催するものであっても、出展を広く募集し、企業間取引につながるものであれば、対象となります。

ただし、商社等が主催するもので、主催企業の仲介が必要になる等、特定の事業者が自社利益を上げるために開催するものは対象となりません。

※共同出展に係る「中小企業受発注開拓支援事業」は、令和2年度末で終了しました。

(6) 新技術・新製品

新技術新製品開発研究事業

技術開発や新製品開発を支援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。

中小企業者等(構成員の2分の1以上が市内に主たる事業所を有するものに限り)が行う新技術又は新製品の開発研究事業で、次のいずれにも該当するものが対象です。

- ◆当該新技術等開発が独創的かつ安全で公害の発生のおそれのないものであると認められるもの
- ◆事業が地域産業の振興に寄与すると見込まれるもの
- ◆国又は県等からこの事業に準じる補助金の交付を受けていないもの
- ◆「工業所有権の出願を行うもの」又は「有識者を審査員とする選考会で地域産業の発展に特に寄与すると認められたもの」
- ◆次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの
 - (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化、自動化のための技術開発
 - (2) 新材料の開発
 - (3) 新製品の開発
 - (4) 生産、加工又は処理のための技術開発
 - (5) 新システム又は新工法の開発

■支援内容は？

事業の段階ごとに次の経費について補助します。

＜工業所有権出願補助＞（補助上限30万円以内）

- ◆出願費用等（出願費用及び出願に係る弁理士費用等）

＜開発研究完了補助＞（補助上限70万円以内）

- ◆工業所有権出願補助に申請した費用以外の次の費用：

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 新技術等開発に伴う構築物の購入、借用に要する経費
- (3) 機械装置又は工具及び器具の購入、試作、改良及び借用等に要する経費
- (4) 技術指導の受入れに要する経費 等

※選考会選出案件は、上記経費全て（補助上限100万円以内）。

補助額は、**50%以内** です。

産学官共同技術開発事業

産学官連携して技術開発に取り組む事業を支援します。

■対象は？

製造・開発を行う中小企業者等が対象者です。

市内の製造・開発を行う中小企業者等が、大学や高校、または公的研究機関と共同して行う新技術または新製品の開発研究事業で、次の①および②に該当するものが対象です。

① 次のいずれにも該当する事業

- ・当該新技術等開発が独創的かつ安全で公害の発生のおそれのないものであると認められるもの
- ・事業が地域産業の振興に寄与すると見込まれるもの
- ・国又は県等からこの事業に準じる補助金の交付を受けていないもの

② 次の(1)から(5)のいずれかに該当するもの

- (1) 機械、器具又は装置の省力化、高性能化、自動化のための技術開発
- (2) 新材料の開発
- (3) 新製品の開発
- (4) 生産、加工又は処理のための技術開発
- (5) 新システム又は新工法の技術開発

■支援内容は？

開発研究に要する、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費
- (2) 新技術等開発に伴う構築物の購入、借用に要する経費
- (3) 機械装置又は工具及び器具の購入、試作、改良及び借用等に要する経費
- (4) 工業所有権の導入に要する経費
- (5) 技術指導の受け入れに要する経費

補助額は、**50%以内（上限300万円）**です。

■ポイント！

長野県内の大学や高校に限らず、全国の学校、公的研究機関との共同でも対象となります。

新産業創出グループ支援事業

共同して新産業を産み出す企業を応援します。

■対象は？

伊那市内で事業を営む方が対象者です。

中小企業者を主とするグループ(製造業を含む3社以上で構成するグループで、構成員の3分の2以上が市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者であるものに限る)が、共同して新産業創出促進のために行う事業で、次の(1)～(3)が対象です。

- (1) 共同受注、販路開拓、市場開拓及び仕入れに関する調査研究
- (2) 事業協同組合等の設立に関する調査研究
- (3) 上記のほか、特に市長が必要と認める調査研究

■支援内容は？

調査研究のための、次に掲げる経費について補助します。

- (1) 講師の謝礼に要する経費
- (2) 印刷に要する経費
- (3) 会議に要する経費(宴会費を除く)
- (4) 図書及び教材に要する経費
- (5) 通信運搬に要する経費
- (6) 委託に要する経費
- (7) 会場使用に要する経費
- (8) 上記のほか、特に市長が必要と認めた経費

補助額は、**50%以内(上限50万円)**です。

(7) その他

元気ビジネス応援隊 アドバイザー利用事業

あなたに合ったアドバイザーが中小企業を応援します。

■対象は？

中小企業者（市内で1年以上その業務を行っているもの）が対象者です。

元気ビジネス応援隊アドバイザーの派遣を受け、技術、技能、経営改善等の指導を受けた事業が対象です。

■支援内容は？

アドバイザーに支払った指導料について補助します。

補助額は、**50%以内（上限4万5千円）**です。

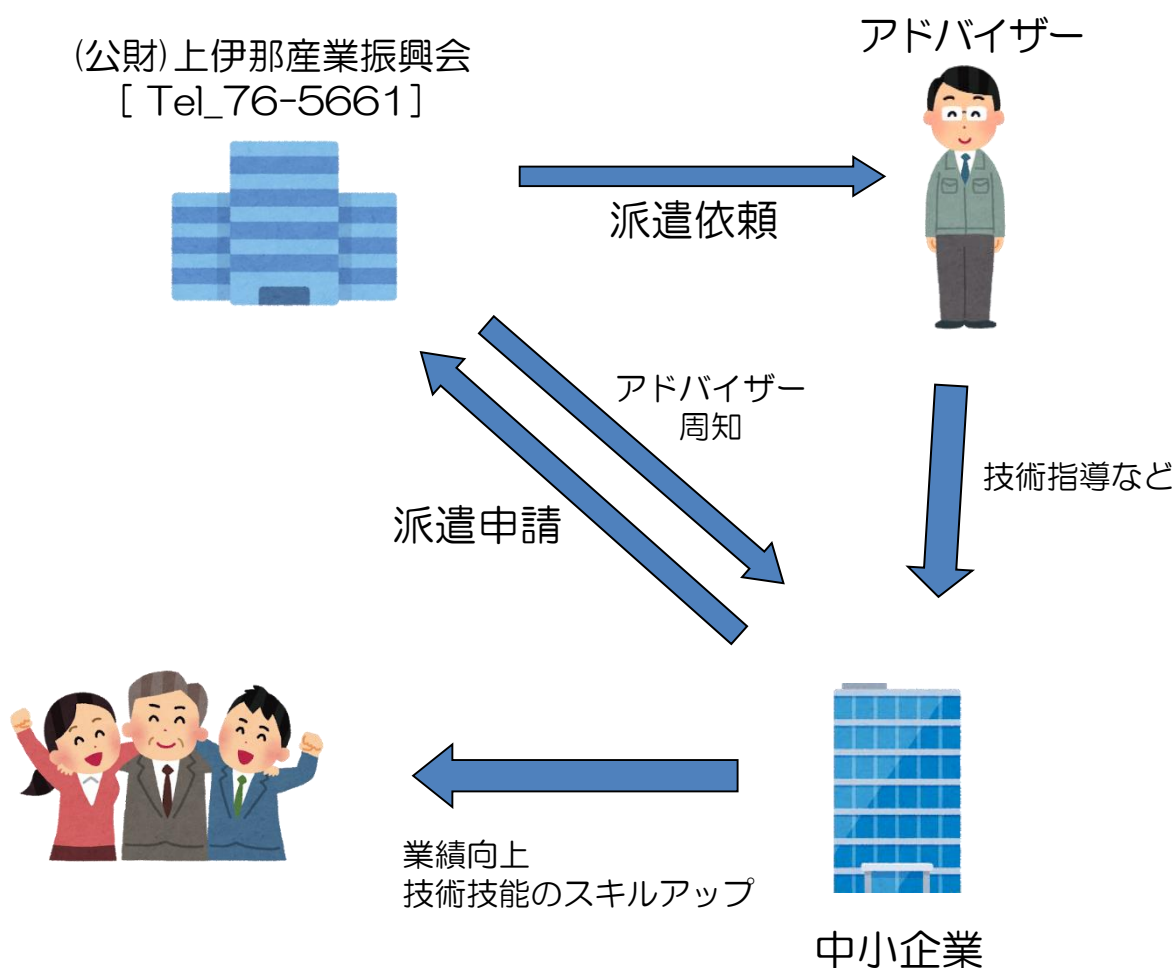
■ポイント！

5Sに取り組みたい、ISOやエコアクション21の認証取得をしたい、経営改善に取り組みたい、新技術を獲得したい、国の補助金を申請したい等々あらゆる分野についてご相談ください。

■元気ビジネス応援隊アドバイザーとは？

地域の企業OB等が持つ高度な知識と技術を活かすことにより
中小企業の経営の発展および技術向上と人材育成を
図る制度です。

【イメージ】



産業団地分譲成約報酬制度

産業用地売却のための有力情報には成約報酬をお支払します。

■対象は？

情報提供者は、法人税法第2条に規定する内国法人または市が適当と認める個人が対象者です。

市が販売する産業団地の分譲を促進するため、立地意向企業の情報提供により、市の産業団地の分譲契約が成立した場合が対象です。

■報酬内容は？

情報提供者に対し成約報酬を支払います。

成約報酬は、**分譲代金×1%（千円未満切り捨て）**です。

■注意点

次のいずれの条件も満たすこと。

- (1) 成約企業への情報提供者の公表同意
- (2) 情報提供者の情報公開合意
- (3) 情報を市が受領してから1年以内に成約企業が分譲代金を納入
- (4) 分割納付または延納は、市が受領してから1年以内に売買契約の締結かつ、3年以内に分譲代金を完納